

評価制度構築及びキャリアドッグ制度構築支援のご提案  
(キャリア形成促進助成金の活用)

株式会社 原経営サポート

# 制度導入のメリット

一般的に中小企業は  
評価基準がなく社長の頭で  
評価しているのが現状

## 評価制度の構築

評価制度を構築することにより  
社員の不満を解消できます。  
また評価制度があることにより  
良い人材が集まる可能性が大で  
す

一般的に中小企業では  
各社員のキャリアパスを共に  
考えることは少ない

## キャリアドッグ制度構築

各個人のキャリアパスを示すこと  
により、社員のモチベーションが非  
常に高まります。

社員の定着率が高まる事や、良い人材が集まることにより  
より良い強靱な体制の企業になっていきます。

両制度の構築に対して  
助成制度があります

制度構築に対して1社あたり50万円  
両制度構築すれば100万円助成されます。

# 制度導入の手順

基本的に制度導入に必要な多くの書類の作成労働局への申請などは当社の方で行います。

## 1. 評価制度の導入

- ①当社社員が貴社に出向き、ヒヤリングを実施し職業能力開発計画並びに を作成します。
- ②制度導入を実施することを就業規則に追記することを明示します
- ③それらを元に個票及び評価シートを作成します
- ④作成した書類を労働局に適用計画を申請します
- ⑤労働局から認定決定が届きます。
- ⑥追記した就業規則を労働基準局に届出します
- ⑦評価を実際に行って頂きます。
- ⑧評価を実施したあと6か月後に支給申請を行います。
- ⑨支給申請後2, 3ヶ月で助成金が振り込まれます。

## 2. キャリアドッグ制度の導入

- ①当社社員が貴社に出向き、キャリアコンサルティングの詳しい説明を行います。
- ②制度導入を実施することを就業規則に追記することを明示します
- ③労働局にキャリアドッグ制度導入の適応計画申請を行います。
- ④追記した就業規則を労働基準局に届出します
- ⑤当社のキャリアコンサルタントが貴社に出向きキャリアコンサルティングを実施します。
- ⑥キャリアコンサルティングを実施したあと6か月後に支給申請を行います。
- ⑦支給申請後2, 3ヶ月で助成金が振り込まれます。

## 制度導入の費用と キャリア形成促進助成金の支給要件

### キャリア形成促進助成金の支給要件

1. 助成金の受給資格認定申請書の提出の日の前日から起算して6カ月前の日から支給申請書の提出日までの間に、事業所において雇用する雇用保険被保険者を事業主都合により解雇等(退職勧奨を含む)をしたことがない事業主
2. 支給申請時点において、支給の対象となる対象労働者について、事業主都合による解雇をしていない事業主
3. 助成金の支給申請書の提出日から起算して過去3年の間に、緊急人材育成・就職支援基金事業による助成金等、および雇用保険二事業による助成金等を不正受給したことがない事業主
4. 助成金の支給申請日の属する年度の前々年度より前のいずれの保険年度の労働保険料を納入している事業主(支給決定の日までに納入を行った事業主を含む)
5. 助成金の支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、労働関係法令の違反を行っていない事業主
6. 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する接客業務受託営業を行っていない事業主
7. 就業規則に制度導入を追記できる方  
(就業規則がない企業様にはこちらで作成することも可能です)
8. 雇用保険に加入していること

**制度導入支援費用:40万円(税抜き)**